（記載上の注意）

1　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第１号）第16条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上されるもの並びに同条第２項及び第４項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものの区分ごとに額を記入すること。

2　同一人自身への信用供与等先ごとに、㈠与信・受信各単体、㈡与信単体・受信合算、㈢与信合算・受信単体、㈣与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を［A］連合会単体自己資本額及び［B］連結自己資本額で除した数（％）を右端の各式に記入し、いずれか１つでも与信供与等限度額を超えるものについて提出すること。

3　本様式において、「与信側の合算信用供与等総額」の記入欄のうち「連合会の子法人等の信用供与等［名称］」又は「連合会の関連法人等の信用供与等［名称］」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

4　本様式において、「左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等」の記入欄のうち「（取引先名）」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号㈠中

「
⑶　買現先勘定	
⑷　買入手形	
⑸　買入金銭債権	
⑹　商品有価証券	
⑺　金銭信託	
⑻　有価証券	
⑼　貸出金	
⑽　外国為替	
⑾　その他の信用事業資産	
リース投資資産	
その他の資産	
⑿　債務保証見返	
⒀　貸倒引当金	△

」を

「
⑶　コールローン	
⑷　買現先勘定	
⑸　債券貸借取引支払保証金	
⑹　買入手形	
⑺　買入金銭債権	
⑻　商品有価証券	
⑼　金銭信託	
⑽　有価証券	
⑾　貸出金	
⑿　外国為替	
⒀　その他の信用事業資産	
リース投資資産	
その他の資産	
⒁　債務保証見返	
⒂　貸倒引当金	

」に改める。

別紙様式第一号㈡中

「
（うち有価証券利息）	（×××）

」を

「
（うち有価証券利息）	（×××）
（うちコールローン利息）	（×××）
（うち債券貸借取引受入利息）	（×××）

」に、

「
（うち譲渡性貯金利息）	（×××）

」を

「
（うち譲渡	
（うちコー	
（うち債券	

性貯金利息）　（×××）
ルマネー利息）　（×××）
貸借取引支払利息）　（×××）

」に改める。

別紙様式第二号㈠中

「
⑶　売現先勘定	
⑷　売渡手形	
⑸　借入金	
⑹　外国為替	
⑺　その他の信用事業負債	
⑻　諸引当金	
・・・・・・・	
⑼　債務保証	

」に、

「
⑶　コールマネー	
⑷　売現先勘定	
⑸　債券貸借取引受入担保金	
⑹　売渡手形	
⑺　借入金	
⑻　外国為替	
⑼　その他の信用事業負債	
⑽　諸引当金	
・・・・・・・	
⑾　債務保証	

」を

△

別紙様式第二号㈡中

「
買現先勘定	

」を

「
コールローン	
買現先勘定	
債券貸借取引支払保証金	

」に、

「
受益証券	

」を

「
受益証券	
投資証券	

」に、

「
売現先勘定	

」を

「
コールマネー	
売現先勘定	
債券貸借取引受入担保金	

」に改める。